

## 新潟県借上げ住宅使用貸借契約書

新潟県を甲とし、  
新潟県借上げ住宅（以下、「本物件」という。）の使用について、次のように使用貸借契約を締結する。

頭書 物件の表示

住宅名	
所在地	
部屋番号	

（目的）

- 第1条 甲は、被災県からの要請を踏まえ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として借り上げた本物件を乙に無償で使用させるものとし、乙はこれを承諾する。
- 2 乙は、使用期間において、入居する本物件を主たる生活の場所とし、居住のみを目的として使用する。

（使用期間）

- 第2条 住宅の使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（保管義務）

- 第3条 乙は、甲の借上契約の相手方である住宅の貸主（以下、「貸主」という。）の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 2 乙は本物件の使用にあたり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 3 乙は本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく別表第2第1項に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は本物件の使用にあたり、貸主の書面による承諾を得ることなく別表第2第2項から第4項に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は本物件の使用にあたり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

（共益費等）

- 第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、駐車場代等に充てるための共益費等の費用について、甲が負担しない費用（入居決定通知書により甲が負担することとした費用以外の費用）を、貸主が指定した口座に支払う。

（修繕）

- 第5条 乙は、貸主の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 2 貸主は、乙が使用中における別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行う。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担する。
- 3 前項の規定に基づき、貸主が修繕を行う場合において、貸主がその旨を乙に通知したときは、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

（原状回復）

- 第6条 乙は、本契約が終了する日までに通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、住宅の原状回復をしなければならない。

(退去時補修費用)

- 第7条 乙の故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により、補修費用の額が甲で負担する賃料月額を超えた場合は、その超えた部分は乙が支払うものとする。
- 2 乙は、貸主から退去時の住宅の状況確認の立会いを求められた場合、協力し確認しあうものとする。

(立入り)

- 第8条 乙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、甲及び貸主が本物件内に立ち入ることを拒否することはできない。
- 2 乙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合において、甲及び貸主が本物件内に立ち入ることを拒否することはできない。
- 3 乙は、この使用貸借契約（以下、「本契約」という）終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、貸主又は下見をする者が本物件に立ち入ることについて協力するものとする。

(損害賠償)

- 第9条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより、甲又は貸主に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

(契約解除)

- 第10条 甲は、乙が本契約に違反した場合において、当該契約違反により本契約を継続することが困難であると甲が認めるときは、第2条の期間満了前であっても本契約を解除することができる。この場合において、乙は本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙が次の各号の一に該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められる」ものとみなす。
- (1) 乙又は乙の同居人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
- (2) 乙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
- (3) 乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
- (4) 乙が、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- (5) 乙が、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(明渡し)

- 第11条 乙は、使用期間満了前に退去する場合、退去日の1か月前までに仲介業者（いない場合は貸主）に「新潟県借上げ住宅明渡し届」を提出するとともに、甲に連絡しなければならない。
- 2 乙は、本契約が終了する日までに（第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあたっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。

(規定外事項)

- 第12条 この契約に規定がない事項に関しては、民法の定めに従う。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（記名）押印の上、各自、その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

氏 名 新潟県  
新潟県知事 印

乙 住 所

氏 名 印

電 話 ( )

○入居者 入居者一覧のとおり

○緊急連絡先

住所

氏名

電話 ( )

住宅使用者との関係

別表第1（第3条第2項関係）

1. 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を出入りし、又は備え付けること。
3. 排水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
4. 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
5. 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
6. 暴力団員を同居させ、または暴力団員に本物件を使用させること。
7. その他、共同生活の秩序を著しく乱すこと並びに近隣居住者の平穏を害すること、又はその恐れのある行為をすること。

別表第2（第3条第3項及び第4項関係）

1. 同居人を新たに加える（出生を除く。）こと。
2. 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
3. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
4. 犬猫等の動物（鑑賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物を除く）を飼育すること。

別表第3（第3条第5項関係）

1. 出生又は同居人を減少すること。
2. 入院等のやむを得ない事情により、1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第5条関係）

- ・ 畳表の取替え、裏返し
- ・ 障子紙、ふすま紙の張替え
- ・ 窓ガラスの入替え
- ・ 電球、蛍光灯の取替え
- ・ その他費用が軽微な修繕

## 入居者一覧

新潟県借上げ住宅に同居している方を全員記入してください。

	ふりがな 入居者の氏名	性別	続柄	生年月日	勤務先 又は 通学・通園先	左記の所在市町村名
1		男 女	入居者 代表	明・大・昭・平 ・		
2		男 女		明・大・昭・平 ・		
3		男 女		明・大・昭・平 ・		
4		男 女		明・大・昭・平 ・		
5		男 女		明・大・昭・平 ・		
6		男 女		明・大・昭・平 ・		
7		男 女		明・大・昭・平 ・		
8		男 女		明・大・昭・平 ・		
記入 例	にいがた たろう 新潟 太郎	男 女	入居者 代表	明・大・昭・平 56.10.17	北陸商事(株) 新潟支店 (※支店、営業所等まで記入)	新潟市
	にいがた はなこ 新潟 花子	男 女	妻	明・大・昭・平 54. 3. 28	無 職	-
	にいがた じろう 新潟 二郎	男 女	子	明・大・昭・平 22. 8. 2	新潟幼稚園	新潟市

本表で把握した個人情報については、新潟県及び新潟県内受入市町村、避難元の都道府県及び市町村において、今後の避難者支援の検討にのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しません。